

佐伯市がけ地近接等危険住宅移転事業に関する取扱い

事業の概要

この事業は、がけ崩れ等の危険から市民の生命の安全を確保するため、危険住宅の除却及び移転を行う住宅の所有者に対して、除却等に係る費用の一部補助及び代替住宅の土地購入や建設、購入、改修に係る金融機関等からの借入金の利子に対する一部補助を行う事業です。

危険住宅とは

佐伯市内で、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)等の区域内に建っている住宅(住宅部分の面積が全体面積の2分の1以上のものに限る。)のことです。

対象となる事業

- 1 危険住宅の除却を行う事業
- 2 危険住宅の除却に伴う動産移転費、仮住居費及び跡地整備費
- 3 金融機関等から資金を借り入れ、代替住宅の建設若しくは購入又は改修を行う事業

※危険住宅に代わる住宅の移転先は、佐伯市内の土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、土砂災害特別警戒区域、(レッドゾーン)、災害危険区域およびがけ条例適用区域以外の区域に建設する必要があります。また、代替住宅の新築補助を受ける場合は、当該住宅は建築物省エネ法第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります。

補 助 額

1 危険住宅の除却を行う事業

危険住宅の除却工事費とし、木造住宅の場合は33,000円/㎡、非木造住宅の場合は47,000円/㎡が限度となります。

2 危険住宅の除却に伴う動産移転費等

危険住宅の除却に伴い必要となる動産移転費、仮住居費及び跡地整備費とし、1戸当たり975,000円が限度となります。

3 金融機関等から資金を借り入れ、代替住宅の建設若しくは購入又は改修を行う事業

代替住宅の建設若しくは購入(これらに必要な土地の取得を含む。)又は改修に要する経費を金融機関等から借り入れた場合における当該借入金の利子(年利率8.5%を超えるものにあつては、年利率8.5%までの部分の利子)の額に相当する額とし、421万円(代替住宅の建設若しくは購入又は改修にあつては325万円、土地の取得にあつては96万円)が限度となります。

申請の受付

本事業の財源である国庫補助金又は大分県補助金の配分がない場合は、補助金申請の受付を行いません。

令和7年度の申請受付はありません。

注意事項

- ・ 補助金の交付決定通知書の受け取り後でなければ、各工事に取り掛かってはいけません。
- ・ 交付決定前に各工事を行った場合、補助金の交付は受けられません。
- ・ 申請年度内での事業完了が困難な場合があるため、申請の前年度(令和7年10月17日(金)まで)に事前相談を行ってください。事前相談を行っても補助金が必ず確保されるものではありません。
- ・ 申請者が市税を滞納している場合は、補助の対象になりません。